

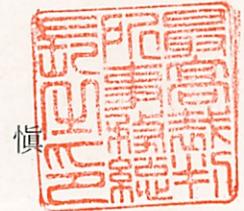
最高裁秘書第2691号

令和3年8月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等
取調べ対応・弁護実践マニュアル（最新版）
- (2) 苦情の申出がされた日
令和2年6月26日付け（同月29日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第6号

3 判断及びその理由

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は、行政機関情報公開法（以下、「法」という。）第5条第2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、同部分を不開示とした原判断は相当である。

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分については、法5条

に規定する不開示情報に相当するとは認められないので、同部分を開示することとした上で、開示を実施することとした。

別紙

1	目次 1 ページ	5 行目から 1 3 行目まで
2	目次 2 ページ	6 行目
3	目次 2 ページ	2 5 行目から 3 6 行目まで
4	目次 3 ページ	6 行目から 1 0 行目まで
5	本文 1 ページ	1 行目から 4 行目
6	本文 2 ページ	2 8 行目
7	本文 7 ページ	2 7 行目
8	本文 8 ページ	2 8 行目及び 2 9 行目
9	本文 9 ページ	5 行目及び 2 2 行目
1 0	本文 5 6 ページ	1 行目
1 1	本文 9 3 ページから 1 0 6 ページまで	全部
1 2	本文 1 1 9 ページから 1 2 6 ページまで	全部